

様式第七号(第百六十五条の四関係)

(表面)

介護保険検査証
(法第百九十七条関係)

(裏面)

第 号

令和 年 月 日 交付

顔写真

厚生労働大臣又は
都道府県知事

印

官職又は職名 氏 名

生年月日

介護保険法(抄)

(報告の徵収等)

第百九十七条 (省略)

2 (省略)

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医療保険者に対し、納付金の額の算定に関して必要があると認めるときは、その業務に関する報告を徵し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

第二百七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の役員、清算人又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (省略)

二 第百九十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 (省略)

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。